

岐阜地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 供託金還付請求権取立権確認請求事件
国側当事者・国
令和5年5月10日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
同指定代理人	岡部 直樹
同	宮城 朝久
同	木村 徹
同	矢澤 圭一
同	松岡 義明
同	後藤 大輝
同	小林 愛子
同	村田 登志生
同	本田 龍一朗
同	佐野 英雄
同	濱村 明
同	武井 壽範
被告	株式会社Y
同特別代理人弁護士	山田 徹

主 文

- 1 原告と被告との間において、別紙1 供託金目録記載の供託金174万4523円について、原告が還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

主文同旨

2 請求の趣旨に対する答弁

- （1）原告の請求を棄却する。
- （2）訴訟費用は原告の負担とする。

第2 当事者の主張

1 請求原因

- （1）ア 株式会社A（以下「滞納会社」という。）は、段ボール紙器の製造・加工・販売等を目的とする株式会社である。

滞納会社は、平成30年8月●日、岐阜地方裁判所において破産手続開始決定がされ、令和2年1月●日、破産手続廃止決定がされた。

イ 被告は、ファクタリング業務等を目的とする株式会社である。

ウ B株式会社（以下「第三債務者」という。）は、繊維の製造及び販売等を目的とする株式会社である。

- (2) 岐阜北年金事務所は、平成29年11月24日時点において、滞納会社に対し、別紙2保険料等債権目録（1）記載のとおり、既に納付期限を徒過した厚生年金保険料、健康保険料及び子ども・子育て拠出金（平成27年3月以前の月分については児童手当拠出金。以下、これらを併せて「滞納保険料等」という。）合計1億0419万6622円（ただし未確定延滞税を除く。）を有していた。なお、その後、滞納保険料等の額は、令和3年5月11日現在では、合計1億0893万8277円（ただし未確定延滞税を除く。）になっている。

本件における滞納保険料等に係る滞納処分等についての権限は、平成30年4月27日以降、厚生労働大臣から財務大臣及び国税庁長官を経由して名古屋国税局長に委任されている。

- (3) ア 滞納会社は、平成28年11月4日、第三債務者との間で、物品の売買又は請負をする際の基本関係を定めた取引基本契約（以下「本件取引基本契約」という。）を締結した。

イ 滞納会社は、平成29年10月16日当時、第三債務者に対し、本件取引基本契約に基づく平成29年10月20日を支払期日とする売買代金174万4523円（C分3万2433円及び資材部契約に基づくフィルム荷資材の購入171万2080円）の支払請求権（以下「本件債権」という。）を有していた。

- (4) ア 滞納会社は、平成29年10月2日、被告を債権譲受人として、第三債務者に対する平成29年9月15日から平成30年9月15日までに発生する滞納会社の売掛債権について、平成29年9月15日付け売買を登記原因とする債権譲渡登記をした。

滞納会社は、平成28年10月27日から平成29年9月29日までの間、D株式会社、株式会社E及び株式会社Fをそれぞれ譲受人として、第三債務者に対する滞納会社の売掛債権につき、譲渡担保等を登記原因とする債権譲渡登記をした。

イ 第三債務者は、平成29年10月18日、真の債権者を確知することができないとして、民法494条に基づき、被供託者を滞納会社、被告、D株式会社、株式会社E及び株式会社Fとして、別紙1のとおり、本件債権の全額を岐阜地方法務局に供託した（供託番号平成29年度金第●●号。以下「本件供託金」という。）。

- (5) 岐阜北年金事務所徴収職員は、平成29年11月24日、滞納会社に対する滞納保険料等を徴収するため、厚生年金保険法86条5項1号、健康保険法180条4項1号及び子ども・子育て支援法71条1項の規定に基づき、滞納会社の本件供託金還付請求権を差し押え、同月27日、債権差押通知書は岐阜地方法務局供託課に送達された。

- (6) 被告は、本件供託金について、原告が供託金還付請求権の取立権を有していることを前提にその還付を受けることについて、承諾書を提出しない。

- (7) よって、原告は、被告に対し、原告と被告の間において別紙1供託金目録記載の本件供託金還付請求権の取立権を原告が有することの確認を求める。

2 請求原因に対する認否

不知又は争う。

理 由

- 1 弁論の全趣旨より真正に成立したものと認められる甲第1号証ないし第21号証、第30号証によれば請求原因事実は全て認められる。
- 2 よって、本訴請求は理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

岐阜地方裁判所民事第1部

裁判官 横井 健太郎

別紙 1、2 省略